

新総合計画策定基本方針

令和6年1月18日策定
根室市総合政策部

1. 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨・背景

根室市では、少子高齢化と人口減少社会の到来を見据え、令和7年（2025年）を目標年次とする「第9期根室市総合計画」を平成27年（2015年）に策定し、計画的にまちづくりを進めてきた。

しかし、本市の人口は、これまで50年以上にわたり減少が続いており、減少幅も大きくなっている。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の行動変容やデジタル化の進展など、世界の社会経済情勢も大きく変わっていくことが見込まれており、こうした状況を的確に捉え、様々な環境の変化を見通しながら、危機感を持ち対応していくことが求められている。

次世代に良好な形で故郷根室を引き継いでいくためには、SDGsの視点を踏まえ、持続可能なまちづくりを進めていくとともに、都市としての価値を創造し、高めていくことが必要である。

そこで、市民、企業、行政などの多様な主体が根室市の目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくために、今後10年のまちづくりの基本的な指針として、「第10期根室市総合計画」を策定する。

2. 計画の位置付け

総合計画は、まちづくりの目標とその取り組み方向を示すものであり、本市における総合的、計画的なまちづくりのための最上位に位置するものである。

このため、長期展望に立ったまちづくりの基本的な考え方を明示するとともに、市民と行政が一体となったまちづくりを進めるための指針を示す。

また、本市の各施策分野において策定した個別計画や、国、北海道等が策定した市域を包含する広域的な計画と整合性を確保するとともに、総合計画と各施策分野の個別計画との関係を整理し、本市全体の計画体系を明確にする。

なお、北方領土問題の進展や社会情勢に大きな変化が生じた場合は、期間満了前であっても本計画の見直しを行う。

3. 計画の構成

次期総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成する。

(1) 基本構想

まちの将来像を定め、今後10年間のまちづくりの基本理念、施策の大綱を示すもので、目標年次は令和16年度とする。

(2)基本計画

基本構想を実現するための基本的な施策や成果指標等を体系的に示すもので、計画期間は令和7年度から令和16年度の10年間とする。

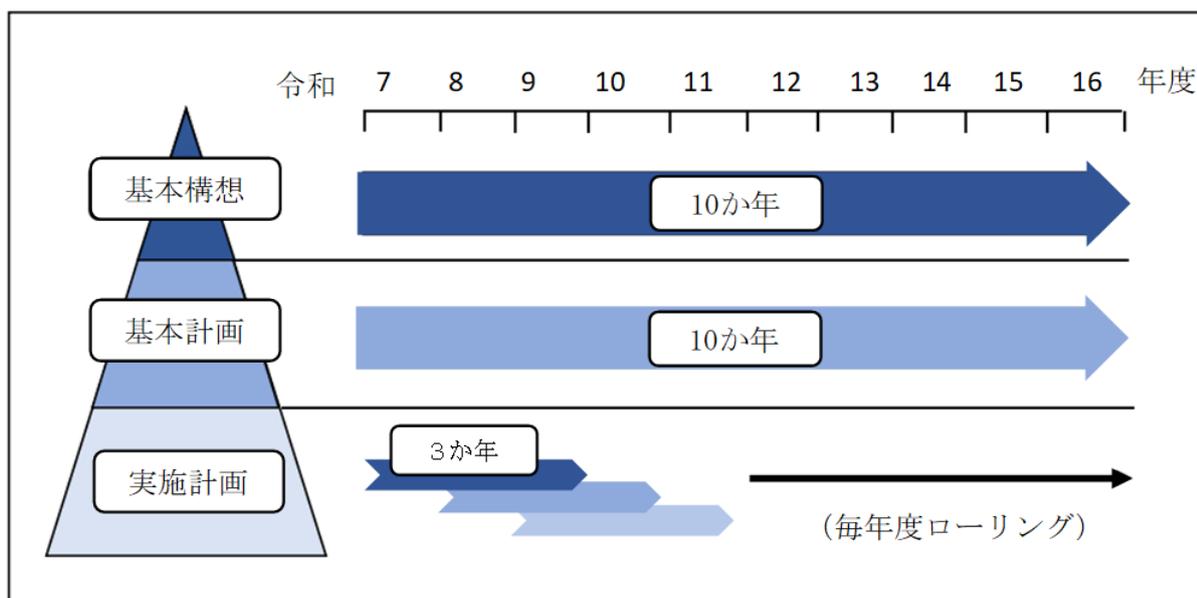
また、行政分野別の計画は、原則として全行政分野における施策を記載するため、基本計画の重点（施策上のポイント）が分かりにくいという問題点があり、計画の重点を明確にするためにも優先的課題や重点プロジェクトを設定する。

(3)実施計画

基本計画で掲げる施策の実効性を確保するため、計画で定めた施策の具現化に必要な事業を示すもので、予算編成の指針となる。

計画期間は3年間とし、計画－実行－評価－改善のプロセスを踏まえ、事業の優先度、緊急度、財政状況、更には国等の政策を総合的に判断しながらローリング方式で毎年度見直しを行う。

表1 計画の構成と期間



4. 策定期間

次期総合計画の策定は、令和7年3月議会における議決（令和6年12月上程）を目指し、策定を進める。

2. 計画策定の基本姿勢

1. 計画策定にあたっての視点

(1) 市民参画による計画づくり

多くの市民の意見を取り入れるため、「まちづくり市民会議」をはじめとし、市民との協働による計画づくりを行うとともに、あらゆる分野の関係団体等の意見を反映させるため、創意工夫に富んだ計画づくりを行う。

(2) 市民にわかりやすい計画づくり

幅広い年齢層でもわかりやすい表現に努めた計画づくりを行う。

(3) PDCAサイクルによる適切な進行管理が行える計画づくり

PDCAサイクルを活用した適切な進行管理や施策の成果を明確に把握するための指標を用いるなど、効率的かつ効果的な事業展開を図ることができる計画づくりを行う。

(4) 重点事項や優先順位が明確で、戦略性に富んだ計画づくり

優先的課題や重点施策テーマの設定と関連した施策・事業を効果的に推進するためのプロジェクトの設定された計画づくりを行う。

(5) SDGsの視点を取り入れた計画づくり

「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向けた視点を導入するなど新しい時代の流れを捉える計画づくりを行う。

表2 計画策定に関する基本姿勢の新旧対照

(現) 総合計画	(新) 総合計画
(1) 市民参画のプロセスによる計画づくり	(1) 市民参画による計画づくり
(2) 目指す姿を掲げ、達成状況が評価できる計画づくり	(2) 市民にわかりやすい計画づくり
(3) 効率性・実効性を確保した計画づくり	(3) PDCAサイクルによる適切な進行管理が行える計画づくり
(4) 優先課題の明確化と重点プロジェクトによる計画づくり	(4) 重点事項や優先順位が明確で、戦略性に富んだ計画づくり
(5) 市域を包含する広域的な計画との整合性を確保した計画づくり	(5) SDGsの視点を取り入れた計画づくり

3. 計画の策定体制と実施方法

1. 市民参画の手法等

計画の策定には、生活者の観点から多数の市民ニーズを把握する必要があり、市民意識調査や市民活動団体等との懇談会を行うなどして意見を求める。

また、まちづくりに高い関心を持つ市民が集まり、市民が自ら学びながら施策等を提案する組織として「根室市まちづくり市民会議」を設置するほか、計画の決定過程においてパブリックコメントを実施するとともに、策定の経過を専用ホームページ等で公開する。

表3 市民参加のために実施するメニュー等

区分	体制・手法	参加対象	趣旨
市民ニーズの把握	①市民意識調査	市民	16歳以上、3千人の市民ニーズを把握する。
	②アンケートの実施	小・中・高校生	次代を担う子どもたちのニーズを把握する。
	③団体懇談会	特定階層の市民・団体等	産業団体、市民活動団体のニーズを把握し、市民意識調査を補う。
	④地区懇談会	地区住民	地区別のニーズを把握し、市民意識調査を補う。
市民からの施策提案	⑤市民提案の募集	市民	市民誰もが計画について提案できるように市長への手紙、メール等による意見を募集する。
	⑥まちづくり市民会議	市民（公募等）	「根室市新長期総合計画策定要綱策定要綱」に基づき、まちづくりに高い関心を持つ18歳以上の市民等を募り、計画の策定に対して意見を求めるとともに、施策の提案を行う場を提供する。
計画の決定と策定過程の情報提供	⑦パブリックコメント	市民	公表された計画案に対する意見を募集する。
	⑧専用ホームページ	市民	計画策定に関する機動的な情報提供を行う。
その他、まちづくりへの関心の喚起	⑨まちづくり講演会	市民	講演会を通じて、市民のまちづくりへの関心を喚起する。
	⑩出前講座	小・中・高校生	根室市まちづくり出前講座を通じて、まちづくりに対する関心を喚起する。

2. 庁内体制、職員の参画等

(1) 総合計画策定本部員会議の設置

根室市新長期総合計画策定要綱策定要綱（以下「策定要綱」という。）に基づき、本部員会議を設置し、計画策定の基本方針を決定するとともに、策定委員会で検討された素案等について、主として計画の根幹となる事項や各部門間の調整を必要とする事項などを検討協議し、最終的に庁内原案を樹立する。

表4 本部員会議の構成

区分	担任者及び役割等
構成員	市長、副市長、教育長、及び部長職（本部長：市長、副本部長：副市長）
主な役割	①総合計画策定に伴う基本方針の協議と決定 ②各種調査分析結果の協議、確認 ③基本構想・基本計画素案の検討協議・重点プロジェクトの決定 ④総合計画庁内原案の樹立 ⑤まちづくり市民会議への対応

(2) 総合計画策定委員会の設置

策定要綱に基づき、委員会を設置し、主に事務局と共同して計画策定の実務的な作業を行い、調査結果や各素案等の一次検討を担う。

なお、部門別計画の審議及び専門事項の調査研究を行うため、①文教、②保健・医療・福祉、③生活基盤、④産業、⑤行財政・領土の5つの部会を設ける。

表5 委員会の構成

区分	担任者及び役割等
構成員	関係課長職（委員長：総合政策部長）、主査職等
主な役割	①分野別の現状・課題の分析・整理や、資料、データ・情報等の収集及び整理 ②各種調査分析結果の協議・確認 ③総論的分野や基本構想素案等の検討協議 ④各分野施策の提案及び取りまとめ ⑤基本構想・基本計画の一次素案の策定 ⑥策定本部員会議検討後の各素案修正の協議 ⑦まちづくり市民会議への対応

(3) 職員の参画

① 所属単位の取り組み

総合計画に掲げる政策を的確に実現していく上で、職員が人材として最大の行政経営資源であるという認識に立ち、庁内各所属部署において関係する外部の個人、

団体・企業等との積極的な意見交換を行う。

また、本計画の策定に当たっては、より多く職員が市民や団体等と向き合う機会を設け、日頃の会議や市民アンケート等では捉えにくい行政に対するニーズを把握するなど、職員の顔が見える行政運営に資する。

基本計画の素案作成に当たっては、成果指標の導入など庁内各課の職員が責任をもって行うことにより、計画の実効性を担保するとともに、これらによって計画策定の意義への共通認識を深め、職員の自発性を喚起する。

② 個人、グループ単位の参画

職員個人または自主研修グループ等を設置し、職員提案制度を活用した総合計画に関する施策提案など、より多くの職員が計画策定過程に参加できる機会を設け、職員の主体性を喚起する。

(4) 総合計画策定事務局の設置

策定要綱に基づき、庶務を担う事務局を設置し、市民ニーズの把握や市民からの施策提案の処理、策定過程の情報提供など、計画の策定に関する事務を処理するとともに、本部員会議や策定委員会、さらには庁内各部署の調整を担う。

表6 事務局の構成

区分	担任者及び役割等
構成員	総合政策部総合政策室職員
主な役割	①調査方法・作業日程等の調整、関係者や市民への周知 ②策定本部員会議、策定委員会、関係部課等の庁内各部門の調整 ③外部機関、関係者との連絡調整 ④必要な資料やデータの収集、整理、分析 ⑤市民意識調査の実施、集計、分析 ⑥各種会議やヒアリング、懇談会等の実施 ⑦基本構想、基本計画、実施計画の素案の取りまとめ及び調整 ⑧総合計画策定事務の処理（各関係会議に係る庶務） ⑨その他、総合計画の策定に関する事項

3. その他、外部有識者等

計画の策定に当たっては特別の外部有識者を置かない。ただし必要に応じて民間事業者や大学等の教育機関に対して、助言を求めたり研究の協力をを行う。

4. 計画の主要指標等

1. 指標の必要性

自治体は、限られた財源のもとで市民生活の向上のために必要な施策を実施できるよう、効率的な行財政運営を進めることが求められている。

このような観点から、成果指標（数値目標）の導入は、行政運営における要の役割を果たすとともに、まちづくりの基本となるものであり、全行政分野をカバーする総合計画には必要不可欠なものである。

表7 成果指標の導入により期待する効果

区分	期待する効果
目標の具体化	市民本位の行政目標を明確にし、達成すべき目標を具体的に示すことができる。
積極的な市民参画	目指すべき姿や取り組みの方向性をわかりやすく市民に情報発信することで、共通認識のもと、意見交換を実施でき、市民協働のまちづくりを進めることができる。
効率的な行政運営	成果指標を活用した行政評価の運用により、効果的な施策、より効率的な行政運営の手段として活用できる。
職員の意識改革	行政評価等により、職員の意識改革と併せて、職員の発意を活かした分権型の庁内組織を築く契機となる。

2. 指標の種類

成果指標の種類としては、客観指標、市民満足度指標、市民行動指標があり、各々長所・短所がある。指標の選定や目標値を設定する際には、各指標が抱える課題を十分理解した上で活用するとともに、成果は波及的に拡大する性格があることから、施策の趣旨に応じて適切な成果指標を選定する。

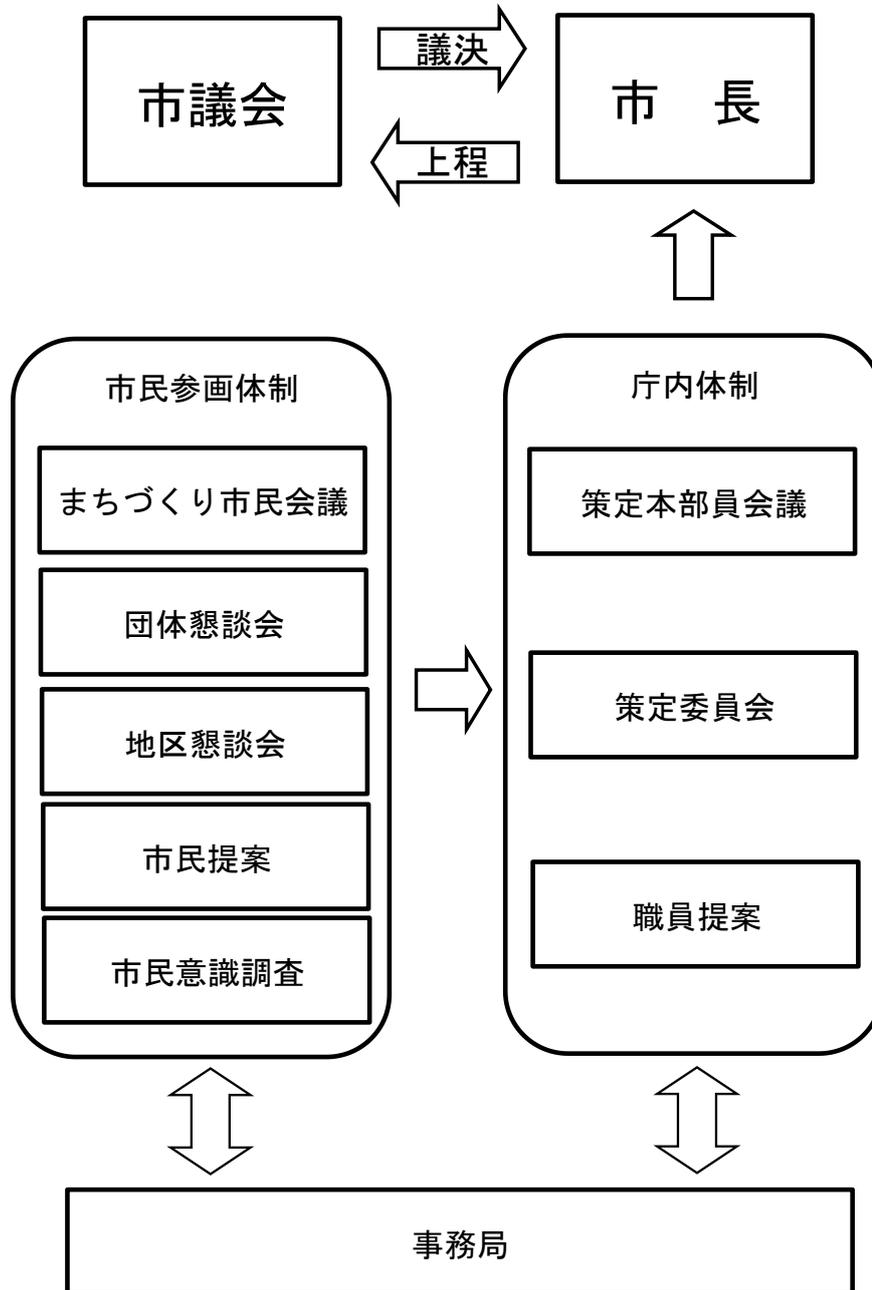
3. 指標の設定位置

成果指標による進捗管理を行う際、指標の設定位置としては、基本計画若しくは実施計画に指標を設けることが考えられる。

当市は、実施計画に位置付けられた「事務事業の評価」として行政評価を導入していることから、これらを考慮し、基本計画に成果指標を設定する。

○新総合計画策定推進体制

策定推進体制



○根室市新長期総合計画策定要綱

平成5年6月28日訓令第13号

改正

平成15年3月14日訓令第4号

平成18年3月30日訓令第25号

平成19年3月27日訓令第16号

平成20年3月28日訓令第15号

平成22年3月31日訓令第18号

根室市新長期総合計画策定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、根室市新長期総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来の総合的な発展を促進するために策定する市政の総合的な計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市におけるまちづくりの基本方向、目標及び主要施策の構想を明らかにした、総合計画の基幹となるべき計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき、長期の展望にたって作成する本市市政の基礎的計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事業の実施のために作成する計画をいう。

(総合計画の期間)

第3条 総合計画の期間は10年とする。

(総合計画策定)

第4条 総合計画は、市長が策定する。

- 2 総合計画の策定にあたっては、国、道及び関係市町村、その他関係機関、団体との連絡調整を保ち、別に定める「根室市まちづくり市民会議」の意見を求めるとともに、積極的な市民参加を求め、これらの意見を反映させるものとする。

(総合計画策定本部員会議)

第5条 総合計画の基本方針及び基本構想、基本計画の素案を審議するため総合計画策定本部員会議（以下「本部員会議」という。）を設ける。

- 2 本部員会議は市長、副市長、教育長及び部長相当職で構成する。
- 3 前項に規定する者のほか、本部員会議に市長が必要と認めた関係者を参画させることができる。

- 4 本部員会議は、市長が主宰し、市長に事故あるときは、あらかじめ市長が指定する順序により、副市長がその職務を代理する。

(総合計画策定委員会)

第6条 基本構想、基本計画の調査及び素案作成のため総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設ける。

- 2 策定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は総合政策部長をもって充て、委員は関係課長職で構成する。
- 4 前項に規定する者のほか、策定委員会に委員長が必要と認めた関係者を参画させることができる。
- 5 策定委員会は、委員長が主宰し、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 策定委員会に、総合計画の部門別計画の審議及び専門事項の調査研究を行うため、部会を設けることができる。

(庶務)

第7条 本部員会議の庶務は、総合政策部総合政策室において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 根室市総合計画策定要綱（昭和62年根室市訓令第3号）は、廃止する。

附 則（平成15年3月14日訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月30日訓令第25号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日訓令第16号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日訓令第15号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第18号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

○総合計画策定本部員会議

組織区分	組織職名	職名
策定本部員会議 (要綱第5条)	本部長	本部長 市長
	副本部長 (2名)	副本部長 副市長
		副本部長 教育長
	構成員 (12名)	総合政策部長
		総務部長
		北方領土対策部長
		市民生活部長
		健康福祉部長
		水産経済部長
		建設水道部長
		会計管理者
		議会事務局長
		教育部長
		病院事務長
消防長		

資料 4

○策定委員会構成員名簿

組織区分	組織職名	職名	
策定委員会 (要綱第6条)	委員長	総合政策部長	
	委員 (65名)	総合政策室長	都市整備課長
		地域創生室長	都市計画主幹
		総務課長	建築住宅課長
		法務担当主幹	上下水道総務課長
		東京事務所次長	水道課長
		危機管理課長	下水道課長
		庁舎整備推進課長	会計課長
		庁舎整備推進主幹	議会事務局次長
		庁舎整備指導主幹	監査委員会事務局長
		情報管理課長	選挙管理委員会事務局長
		財政課長	農業委員会事務局長
		税務課長	公平委員会書記長
		北方領土対策課長	教育総務課長
		市民環境課長	教育支援担当主幹
		廃棄物処理施設整備推進課長	学校教育指導室長
		こども子育て課長	学校教育指導主幹
		社会福祉課長	社会教育課長
		法人監査室長	別当賀夢原館館長
		介護福祉課長	歴史と自然の資料館館長
		保健課長	社会体育課長
		新型コロナウイルスワクチン接種対策室長	総合体育館建設準備室長
		水産振興課長	総合体育館建設準備指導主幹
		水産指導課長	総合文化会館館長
		水産指導主幹	公民館館長
		水産研究所長	図書館館長
		ウニ種苗生産センター所長	企画管理課長
		水産加工振興センター所長	医師・医療人材課長
		農林課長	医事課長
		春国岱原生野鳥公園ネイチャーセンター館長	地域医療連携室長
		商工労働観光課長	消防本部位次長
企業誘致推進室長	消防本部総務課長		
港湾課長	消防本部警防課長		
港湾事業主幹			

○根室市まちづくり市民会議設置要綱

根室市まちづくり市民会議設置要綱

(目的)

第1条 根室市新総合計画の策定等の基本事項に関し、広く市民から意見を求めるため、根室市まちづくり市民会議（以下「市民会議」）を置く。

(任務)

第2条 市民会議は、市長の求めに応じ、次の事項に関して意見・提言を述べるものとする。

- (1) 根室市の将来的なまちづくりの基本方向に関する事。
- (2) 根室市総合計画の策定の基本事項に関する事。

(組織等)

第3条 市民会議は、市長が市民の中から委嘱する委員40名以内をもって構成する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から意見・提言の取りまとめが終了するときまでとする。
- 3 市民会議に、会長及び副会長1名を置き、委員の互選により決定する。
- 4 市民会議は、会長が召集する。
- 5 会長は、市民会議を主宰し、会議の議長となる。
- 6 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 7 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第4条 市民会議に部門別の専門部会を設ける。

- 2 専門部会の構成は、会長が市民会議に諮って決定する。
- 3 専門部会に構成員の互選により、座長、副座長を置く。
- 4 専門部会は、座長が召集する。
- 5 座長は、専門部会を代表し、会議の議長となる。
- 6 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。
- 7 座長は、会議の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の者の意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 市民会議の庶務は、総合政策部総合政策室において行う。

(補則)

第6条 この要綱を定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年9月25日訓令第44号）

この訓令は、公布の日から施行する。

資料 6

基本構想（案）

I. 基本構想の概要

II. まちづくりの基本理念

III. 将来都市像

IV. 政策大綱

政策目標	基本施策	SDGsとの関連性
1. 保健・医療・福祉分野	健康づくりの推進、地域医療の充実、子育て支援の充実、児童保育の充実、高齢者福祉の充実、高齢者介護の充実、障がい者福祉の充実、地域福祉の充実、生活自立支援、社会保障制度の運営	
2. 都市基盤分野	消防・救急体制の充実、防災・減災対策の強化、地域安全対策の充実、上下水道の充実、生活環境施設の充実、住環境の改善、公園・緑地の環境整備の推進、地域交通の維持確保、道路・河川の整備と管理、港湾の機能強化、地域情報基盤の強化	
3. 教育・スポーツ・文化分野	家庭教育の充実、幼児教育の充実、義務教育の充実、特別支援教育の充実、高等学校教育の充実、教育環境の整備、生涯学習活動の推進、スポーツ活動の推進、歴史・芸術文化の振興、青少年の健全育成	
4. カーボンニュートラル・自然環境分野	環境保全の推進、自然保護の推進、自然資源の賢明な利用促進、再生可能エネルギー利活用の促進	
5. 産業・経済分野	農林漁業の担い手対策、沿岸漁業の振興、国際漁業対策、水産食品製造業の振興、安全・安心な水産物の供給、農業の振興、林業の振興、商工業の振興、自然・歴史・食観光の振興、産業連携の促進、海外との経済交流の推進、就業環境の充実	
6. 北方領土分野	北方領土の復帰を目指す取り組みの推進、北方領土の復帰に向けた社会基盤の整備	

V. 行財政運営の基本目標

1. 行財政運営分野	コミュニティ活動の活性化、男女共同参画の促進、姉妹都市・国際交流の推進、広域連携の推進、開かれた市政運営と市民協働、シティプロモーションの推進、チャレンジする組織・人材、計画的で持続可能な財政運営、デジタル化の推進、ワークライフバランスの推進、移住交流の促進
------------	---

VI. 政策体系

基本計画（案）

I. 重点プロジェクト

II. 政策目標

1. 保健・医療・福祉分野	
健康づくりの推進、地域医療の充実、子育て支援の充実、児童保育の充実、高齢者福祉の充実、障がい者福祉の充実、高齢者介護の充実、地域福祉の充実、生活自立支援、社会保障制度の運営	① 保健 ② 医療 ③ 地域福祉 ④ 高齢者・障がい者福祉 ⑤ 児童・ひとり親の福祉
2. 都市基盤分野	
消防・救急体制の充実、防災・減災対策の強化、地域安全対策の充実、上下水道の充実、生活環境施設の充実、住環境の改善、公園・緑地の環境整備の推進、地域交通の維持確保、道路・河川の整備と管理、港湾の機能強化、地域情報基盤の強化	① 住宅 ② 上下水道 ③ 環境衛生 ④ 都市環境 ⑤ 道路 ⑥ 港湾 ⑦ 地域交通
3. 教育・スポーツ・文化分野	
家庭教育の充実、幼児教育の充実、義務教育の充実、特別支援教育の充実、高等学校教育の充実、教育環境の整備、生涯学習活動の推進、スポーツ活動の推進、歴史・芸術文化の振興、青少年の健全育成	① 幼児教育 ② 小中学校教育 ③ 高等学校教育 ④ 青少年教育 ⑤ 生涯学習 ⑥ スポーツ ⑦ 文化
4. カーボンニュートラル・自然環境分野	
環境保全の推進、自然保護の推進、自然資源の賢明な利用促進、再生可能エネルギー利活用の促進	① 環境衛生 ② 自然保護
5. 産業・経済分野	
農林漁業の担い手対策、沿岸漁業の振興、国際漁業対策、水産食品製造業の振興、安全・安心な水産物の供給、農業の振興、林業の振興、商工業の振興、自然・歴史・食観光の振興、産業連携の促進、海外との経済交流の推進、就業環境の充実	① 水産業 ② 水産加工業 ③ 農林業 ④ 商工業 ⑤ 観光
6. 北方領土分野	
北方領土の復帰を目指す取組みの推進、北方領土の復帰に向けた社会基盤の整備	

III. 基本計画の推進方針

住み続けられるまちづくりの推進、選ばれるまちづくりの推進、パートナーシップの推進	① 市民協働参画 ② 人権尊重・多文化共生 ③ シティプロモーション ④ 移住交流の促進
--	---